

豊橋市南部学校給食センター
長期包括委託事業

落札者決定基準

令和6年7月2日

豊橋市

目 次

第 1 総則.....	1
第 2 参加資格審査.....	4
第 3 提案審査.....	5

第1 総則

1 落札者の決定方法

「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、施設の維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、落札者の決定にあたっては、入札価格のほか、運営及び維持管理の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う総合評価一般競争入札方式を採用する。

この「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業落札者決定基準」（以下「本落札者決定基準」という。）は、豊橋市（以下「市」という。）が総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

(1) 参加資格審査

まず、入札参加者の参加資格の有無を確認する。

(2) 提案審査

参加資格が認められた入札参加者の提案書の内容を審査する。審査は「基礎審査」と「加点審査」から構成される。「基礎審査」では、入札価格及び提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「加点審査」では、入札価格及び提案内容について総合的に評価する。

3 評価委員会による審査

審査における加点審査は、「豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。評価委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、本落札者決定基準における審査方法及び評価項目に基づいて入札価格及び提案内容の審査を行い、最優秀提案を選定する。市は、評価委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った者を落札者として決定する。

委員は、以下のとおりである。

〔敬称略〕

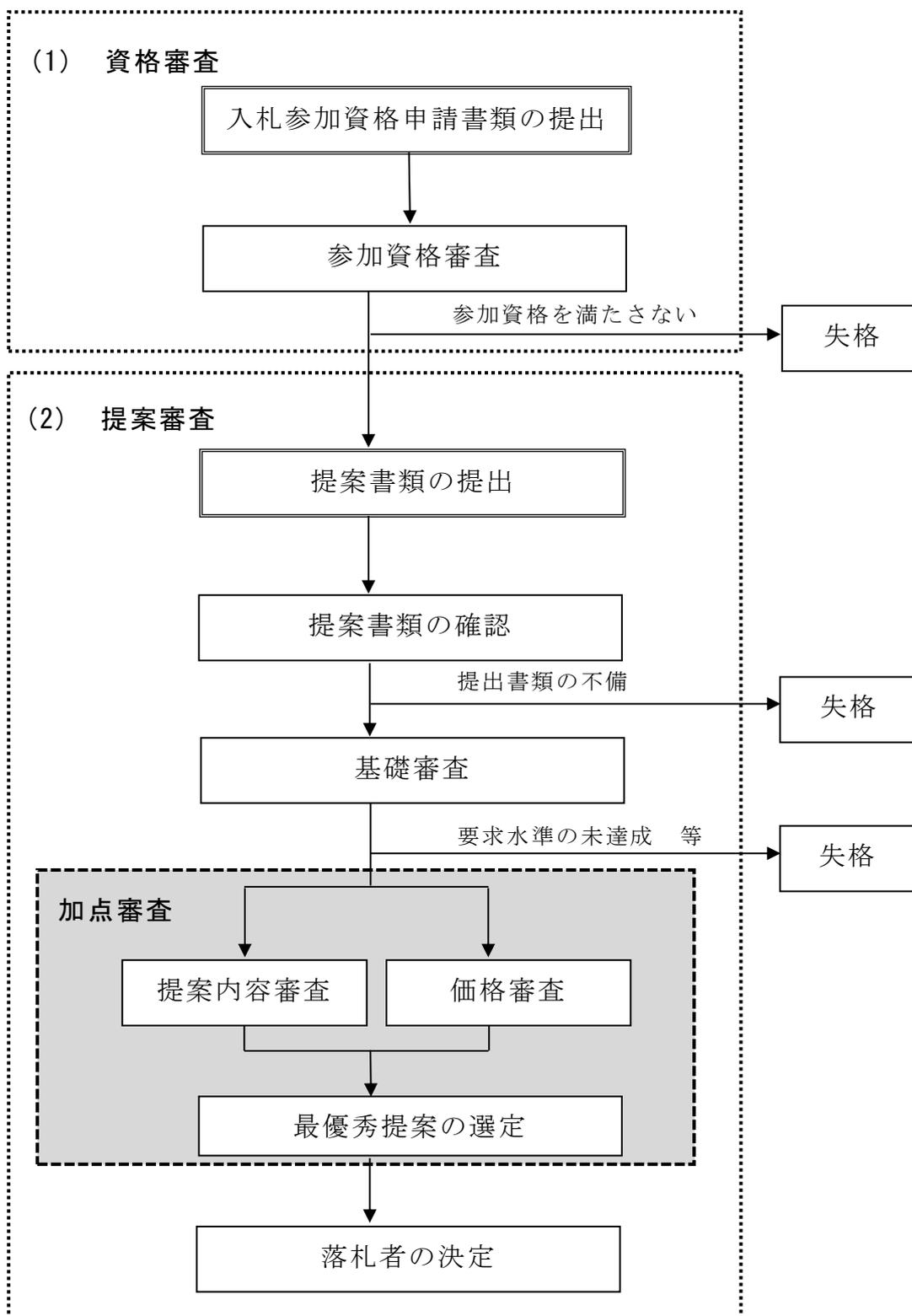
役職	氏名	所属等
委員長	松本 博	豊橋技術科学大学 名誉教授
副委員長	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
委員	渋澤 博幸	豊橋技術科学大学 教授
委員	木下 昌洋	前 愛知県衛生研究所 所長
委員	石川 和志	豊橋市教育委員会 教育部長

※ 各委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

4 審査結果の公表

審査の結果については、各入札参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

5 審査のフロー



 評価委員会所掌範囲

第2 参加資格審査

参加資格審査では、入札参加者から提出される参加資格申請書類をもとに、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。市は、入札説明書「第4」に記載する要件について確認し、確認の結果を入札参加者の代表企業に対して通知する。なお、参加資格が確認できない場合は失格とする。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について不備がないか、及び提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない入札参加者は失格とする。

(1) 提案書類の確認

市は、入札参加者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類に不備がある場合は、失格とする。

(2) 基礎審査（要求水準の確認）

市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりである。

審査対象	基礎審査項目	対応様式
共通事項	<ul style="list-style-type: none">提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式4～ 様式9
運營業務に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式5～ 様式5-7
維持管理業務に関する提案書		様式6～ 様式6-5
事業計画に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。リスク分担に関し、入札説明書等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。	様式7～ 様式7-3
その他に関する提案	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式8～ 様式8-1

2 加点審査

加点審査では、評価委員会が入札価格と提案内容について総合的に評価を行う。評価委員会は、総合評価にあたり、価格点を40点満点、提案内容点を60点満点の合計100点満点で評価する。総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容点の点数が高い者を最優秀提案とする。提案内容点の点数も同点の場合はいくじ引きにより最優秀提案を決定する。最優秀提案の決定を踏まえて、市は落札者を決定する。

なお、評価委員会は、総合審査の過程において各入札参加者に対しヒアリングを実施する。ヒアリングは令和6年12月を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、市から各入札参加者に連絡する

総合評価点数（満点100点）＝価格点（40点）＋提案内容点（60点）

（1）価格点の算定方法

価格点の算定方法は、最低価格を提示した提案に満点（40点）を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{価格点} = \text{満点の点数} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

（2）提案内容点の算定方法

入札参加者からの提案内容を、「別表1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき評価委員会評価結果を加点する。採点基準は下表のとおりである。なお、評価にあたっては、各委員が審査した結果を平均する。平均した際に小数点以下が発生する場合は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	配点×0.25

別表1 提案内容の評価項目及び配点

1 運営業務に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	運営実施体制	<p>①総括責任者や各責任者は、本センターの規模（大量調理場での経験、食数規模等）に見合った実務経験のある人材が配置されているか。</p> <p>②その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。人員の配置について、どのような考え方や目的に基づいているのか、具体的に示されているか。</p>	7点
2	おいしい給食の提供	<p>①市の指摘や要望も踏まえ、業務改善を継続的に図り、運営業務の品質を確保するとともに、おいしい給食の提供にあたり、具体的な取組みが示されているか。</p>	4点
3	食の安全確保・衛生管理の徹底	<p>①食中毒や異物混入の防止及び事故後の対策はHACCPの考え方に基づき提案されているか。（学校配膳業務を含む。以下3において同じ。）</p> <p>②アレルギー対応食の安全性確保について、インシデント等過去の実例に基づき提案がされているか。</p> <p>③「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種衛生基準やマニュアルに基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。</p> <p>④衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。</p> <p>⑤従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしているか。</p>	12点
4	業務開始準備	<p>①円滑な給食の引継ぎや提供開始に向け、準備計画（スケジュール、従業員研修、リハーサル等）について効果的な提案がされているか。</p>	2点

2 維持管理業務に関する事項

No	評価項目	評価の視点	配点
1	維持管理体制	<p>①維持管理業務全般を適切に行える人材の確保、及び修繕更新計画の効果的な立案体制についての具体的な提案がされているか。</p> <p>②非常時における支援体制についての適切な提案がされているか。</p>	2点

2	保守管理計画	<p>① 現施設の状態を踏まえ、点検等の業務内容（項目・頻度・内容等）について、要求水準書資料 7 に示す以上の提案があるか。</p> <p>② 本施設の良い施設水準、衛生管理を保つための具体的な対策について適切な提案がされているか。</p> <p>③ 調理設備機器の故障等による給食業務に対する支障を最小限にするための具体的な対策について適切な提案がされているか。</p>	6 点
3	修繕業務	<p>① 現状の施設の状態を踏まえ具体的（項目・時期・根拠等）かつ適切な修繕計画（計画修繕・経常修繕）となっているか。</p> <p>② 事業期間後も考慮し、事業期間後に過度な修繕・更新が発生しない具体的（項目・時期・根拠等）かつ適切な修繕計画（経常修繕）となっているか。</p> <p>③ 企業のノウハウや合理的な理由に基づく適切な修繕計画の提案がされているか。</p> <p>④ 修繕に対する市の支払について、平準化を図る適切な提案がされているか。</p> <p>⑤ 利便性・衛生面・施工性等に配慮した提案がされているか。</p> <p>⑥ 計画修繕において要求水準書資料 8 に示す以上の合理的な提案・機能向上を目的とした提案があるか。</p>	8 点
4	事業終了時の引継ぎ	<p>① 事業期間終了時における円滑な業務引き継ぎについて適切な提案がされているか。</p> <p>② ライフサイクルコスト（事業契約期間後も含む）の縮減について、具体的な提案がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約期間中における、ライフサイクルコスト縮減 ・ 事業契約期間終了時における、引き渡される本施設の水準・状態 ・ 事業契約期間終了後における、維持管理のサポート体制 	5 点

3 事業計画全般に関する事項

	評価項目	評価の視点	配点
1	事業実施体制	<p>① 各構成企業の役割及び責任分担、本事業を円滑に実施するための実績・経験など、事業実施体制が優れているか。</p> <p>② 包括事業として実施するにあたり、構成企業</p>	3 点

		<p>同士の連携による効率的・効果的な事業実施実現のための方策について、具体的な提案がされているか。</p> <p>③セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的に提案がされているか。</p>	
2	リスク対応	<p>① 潜在的リスクの分析や把握、官民のリスク分担、及び対応策（事業者及び市のリスク軽減のための対応策）についての具体的な提案がされているか。</p> <p>② リスク対応のため保険付保について適切な提案がされているか。</p> <p>③ 構成企業の倒産等のリスクについて市が給食提供継続をしていくための具体的な提案がされているか。（例：SPCの設立、バックアップ企業の確保、構成企業の経営の安定など）</p> <p>④ 長期事業としての不測の資金需要などがある場合の対応について提案がされているか。</p> <p>⑤ 災害発生時における事業の継続について、具体的な対策や計画がなされているか。</p>	4点
3	地域経済・地域社会への配慮や貢献	<p>① 市内企業への発注額及び割合</p> <p>② 地域における雇用促進について具体的な提案（雇用数・雇用条件ほか）がされているか。</p> <p>③ 地元企業の活用（構成企業としての参加有無）や資材等の調達による貢献について具体的な提案されているか。</p> <p>④ 周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかかわり方等）について提案がされているか。</p>	3点

4 その他に関する事項

	評価項目	評価の視点	配点
1		① 上記評価の視点以外で、本事業実施に有益な提案があるか。（例：光熱水費の削減を図るための提案がある。）	4点